

☎(889) 2400(内線403)
詳細 保険年金課収納係

◆相談の際に持参するもの
 給与または年金の源泉徴収票
 ・確定申告書の写し(税務署の受付印のあるもの)・雇用保険受給資格者証など前年の収入が分かるもの、印鑑、納付通知書。

◆会場 区役所1階保険年金課。

夜間相談実施日時
2月18日(水)、19日(木) 午後5時15分～7時30分
休日相談実施日時
2月22日(日) 午前10時～午後3時

◆日時 左表の通り。
 国民健康保険料の納付が困難なときは、必ずご相談ください。
 平日の日は来庁できない方のために、夜間・休日特別納付相談を実施します。



国民健康保険料の夜間・休日特別納付相談

税の申告が始まります

所得税の還付申告の区役所特設会場を開設します。
 2月16日(月)～3月5日(金)※土・日曜を除く

住民税(市・道民税)と所得税の申告の受け付けを下表の通り行います。
 所得税の確定申告の会場では、ご自分で確定申告書を作成し、提出していただけるようアドバイスを行っています。ご来場の際は、印鑑、前年の確定申告書の控え、源泉徴収票などの必要書類をご持参ください。

所得税の確定申告書は、郵送でも受け付けていますので、ご自分で申告書を作成できる方は、札幌南税務署へ郵送してください。また、国税庁のホームページで、所得税の確定申告書を作成することができます。
 (<http://www.nta.go.jp>)

【日曜日の確定申告相談】

今年から、確定申告期間中の2月22日(日)と29日(日)に限り、市内の税務署(札幌中・札幌東・札幌西・札幌南・札幌北税務署)で、日曜日にも確定申告書用紙の配布と相談を行います。
 なお、この2日間は混雑が予想されますのであらかじめご了承ください。

	市・道民税の申告	所得税の確定申告	所得税の還付申告(給与所得者・年金受給者)	
期	①3月1日(月)～5日(金) ②3月8日(月)～15日(月)	2月16日(月)～ 3月15日(月)	2月16日(月)～ 3月5日(金)	2月2日(月)～ 27日(金)
間	土・日曜はお休みです。	土・日曜はお休みです。 ただし、2月22日(日)と29日(日)に限り、日曜日にも相談を行います。	土・日曜、祝日はお休みです。	
会場	①清田区役所3階3C会議室 ②清田区役所2階2A会議室	札幌南税務署 (豊平区月寒東1条5丁目)	清田区役所3階大会議室	札幌市民会館2階会議室 (中央区北1条西1丁目)
時	①、②とも 午前8時45分～正午	午前9時～正午 午後1時～5時	午前9時30分～正午 午後1時～4時	午前9時30分～午後4時
間	午後1時～5時15分	※込み具合によっては、時間前に受け付けを終了する場合があります。また、午前中に受け付けされた方でも、午後からの相談になる場合がありますのでご了承ください。		
詳細	清田区役所 課税課市民税係 ☎889-2400 (内線282～285) 〒004-8613 平岡1条1丁目	札幌南税務署 ☎853-1011 〒062-0051 豊平区月寒東1条5丁目 札幌国税局税務相談室 札幌南分室 ☎854-3363 ※駐車場が狭いので、ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。		